

09.05.15 第25回 東京財団フォーラム

戦後農政を大転換せよ～減反廃止と農業構造改革～

民主党の農業者戸別所得補償

衆議院議員 篠原 孝

【資料】

1. 直接支払い試算（案）
2. 04年5月試算直接支払い単価の一例
3. 日・EU農政比較
EUの小麦=日本の米、EUの油糧種子=日本の小麦・(大豆・菜種)
4. EUの小麦、油糧種子（大豆、ひまわり、菜種）の生産状況
5. 政府がいつの間にか取り入れた民主党の政策
6. 農業者戸別所得補償法案と担い手経営安定新法の比較

直接支払い試算（案）

		04年5月試算、06年通常国会に資料として質疑の段階に提示										試算(07年11月公表)			府案(品目横断的経営安定対策)試								
		面積 (万ha)	政権奪取初年度			X年目			Y年目			面積 (万ha)	単価(万円/ha)	合計 (億円)	面積 (万ha)	単価(万円/ha)	合計 (億円)						
			面積 (万ha)	単価 (万円/ha)	合計 (億円)	面積 (万ha)	単価 (万円/ha)	合計 (億円)	面積 (万ha)	単価 (万円/ha)	合計 (億円)												
水稲	2002年																						
	0.5ha未満	24	20	25	500	15	15	225	10	0	0	132	26.7	3525									
	0.5～1.0ha	35	35	30	1050	25	20	500	20	20	400												
	1ha～3ha	54	55	35	1925	55	25	1375	45	25	1125												
	3ha以上	34	35	45	1575	40	35	1400	45	30	1350												
水稲計	147	145		5050	135		3500	120		2875													
麦	2003年																						
	田(二毛作)	8.4	9	25	225	15	20	300	30	15	450	25	52.3 (補償交付金 36.3 転作導入交付金 26)	1556	25	小麦40.4 二条大麦32.2 六条大麦28 はだか麦35.7	980						
	田(転作)	3.6	4	45	180	7	40	280	11	30	330												
	畑	9.2	10	25	250	25	20	500	50	10	500	25	30.8	770									
麦計	21.2	23		655	47		1080	91		1280	50		2326	25					980				
大豆	田(転作)	13	14	55	770	15	50	750	22	35	770	27	48.7 (補償交付金 28.2 転作導入交付金 20.5)	1315	11.0	28.9	318.0						
	畑	2	3	35	105	2	40	80	4	25	100	27	21.5	581									
	大豆計	15	17		875	17		830	26		870	54		1896	11		318						
菜種	田	0.03	0.05	60	3	6	65	390	13	45	585	10	28.1 (補償交付金 25.9 転作導入交付金22.2)	481									
	畑										10	25.9	259										
	菜種計	0.03	0.05		3	6		390	13		585	20		740									
そば	田畑	4	5	45	225	7	40	280	10	30	300	飼料作物、そば等への 支払い											
飼料作物	田(転作)	13	13	30	390	14	25	350	15	15	225							80	80	10	800	82	10
てん菜												てん菜(275億)、 でんぶん原料用ばれい しょ (80億)への支払い			6.6			41.3			272		
ばれいしょ																							
米以外計		133	138		2948	173		3750	241		3948			5817							1689		
規模加算					250			500			600	経営規模拡大・品質 環境保全に資する 度合いに応じた支払い			平成20年度 予算概算要求 収入減少影響 緩和対策(ナラシ)								
品質加算				250			500			600	200												
環境保全型農業転換支払い				500			750			1000	200												
中山間地域直接支払い				1000			1000			1000	生産条件是正交付金 (中山間地域等直接支払いを 維持したもの)としての支払い			444									
加算等の小計				2000			2750			3200							300						
直接支払い合計				9998			10000			10023	10242			1689+444= 2133									

04年5月試算直接支払い単価の一例

(万円/ha)

水稻	0.5ha未満	25
	0.5～1.0	30
	1～3	35
	3ha以上	45
小麦	二毛作	25
	転作	45
	畑	25
大豆	転作	55
	畑	35
菜種		60
そば		45
飼料作物	転作	30
	畑	10

※ 規模加算・品質加算・環境保全型農業転換支払いの3つの加算がある。
(初年度計1,000億円、X年目計1,750億円)

1	北海道	田 10ha 畑 5ha		
		米	5ha	45万円×5=225万円
		麦(転作)	5ha	45万円×5=225万円
		大豆	5ha	35万円×5=175万円
		計		625万円
2	東北	田 3ha		
		菜種	3ha	60万円×3=180万円
		麦(転作)	1.5ha	45万円×1.5=67.5万円
		米	1.5ha	35万円×1.5=52.5万円
		計		300万円
3	東日本	田 2ha 畑 1ha		
		麦(二毛作・畑)	3ha	25万円×3=75万円
		米	1ha	35万円×1=35万円
		大豆(転作)	1ha	55万円×1=55万円
		そば	1ha	45万円×1=45万円
		計		210万円
4	西日本	田 1ha 畑 0.5ha		
		菜種	0.5ha	60万円×0.5=30万円
		麦(二毛作)	1ha	25万円×1=25万円
		米	0.5ha	30万円×0.5=15万円
		大豆(転作)	0.5ha	55万円×0.5=27.5万円
		そば	0.5ha	45万円×0.5=22.5万円
		計		120万円
5		田 1ha		
		菜種	0.5ha	60万円×0.5=30万円
		麦(二毛作)	0.5ha	25万円×0.5=12.5万円
		米	0.5ha	30万円×0.5=15万円
		大豆(転作)	0.5ha	55万円×0.5=27.5万円
		計		85万円

日・EU比較【EUの小麦＝日本の米、EUの油糧種子＝日本の小麦・(大豆・菜種)】

08.04.08 農林水産委員会
篠原 孝

小麦(輸入から過剰、安定へ)		油糧種子(一度輸入、その後復活生産)		
EU	1960～70年代	輸入	1964年	小麦さえ輸入していたので関税ゼロで輸入
	1980年代	単収増(250kg/10aから500kg/10aと倍増) 過剰生産→それでも減反せず、輸出補助金つき輸出	UR	輸出補助金つき輸出をやめる代わりに、油糧種子の復活(リバランスング)要求
	1987年	EUの輸出補助金付き輸出で、UR開始	UR中	米・EU油糧種子パネルでEU負ける
	1992年	価格支持を残したまま直接支払いを導入	1992年	価格支持を残したまま直接支払いを導入
	現在	安定生産、価格も安定、輸出は減少 (安定生産に成功)	1990年代	パネルで負けるも、平気で生産を拡大。 春(菜種)夏(ひまわり)は黄色で覆われる。 (復活生産に成功)
米(一般作物化し、価格下落)		小麦(大豆・菜種)(米の陰で政策対象とされず)		
日本	終戦後	食料不足で米は輸入	1950年	400万tの生産
	1950年代	米の大増産運動	1960年代	食管制度の下で輸入を促進し、 学校給食にパン食導入
	1970年代から	過剰となり、減反	1973年	40万tの生産、自給率10%を割る。
	UR後	ミニムム・アクセスで輸入、価格支持廃止	減反時代	米優遇の陰で全く無視され続ける。
	2008年	米価大幅下落で農村は大混乱、農業疲弊 (失敗)	2000年	本作化により、一時的に生産増えるも、生産 振興をやめたため、生産は停滞。
			2007年	小麦製品の30%値上げ (失敗)

EUの小麦、油糧種子(大豆、ひまわり、菜種)の生産状況

篠原 孝
単位:千トン

	1961	1970		1980		1990		2000		2004	
		生産量	対1970年比	生産量	対1970年比	生産量	対1970年比	生産量	対1970年比	生産量	対1970年比
小麦	35,146	45,407	1.5	88,981	2.0	105,663	2.3	112,640	2.5		
大豆	0	3	10.1	2,081	652.0	1,149	360.0	715	224.1		
ひまわり	27	226	4.4	4,376	19.4	3,391	15.0	2,691	11.9		
菜種	534	1,251	2.2	6,896	5.5	8,956	7.2	11,838	9.5		

資料: 「FAOSTAT」

注1: 生産量は「Data Archives - Production (Crops Primary)」のデータベースを使用している。

2: 生産量は、EU15の加盟国の生産量及び輸出入量の合計である

※EU15の加盟国(ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、ドイツ、フランス、イタリア、イギリス、アイルランド、デンマーク、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、フィンランド、スウェーデン)

政府がいつの間にか取り入れた民主党の政策

09.5.12. 予算委員会
篠原 孝

民主党(マニフェスト)		民主党への批判	政府(自民党・公明党)	
時期	政策		時期	政策
03年衆院選	道路公団廃止、高速道路料金を無料化(道路予算の振替で対応)	実現不可能	05年10月	道路公団民営化
04年参院選	「直接支払い制度」→「農業者戸別所得補償制度」(自給率10年以内に50%、将来60%、1兆円、全販売農家、米、麦、大豆、菜種、飼料作物、雑穀を対象、生産調整の廃止)	パラマキ構造改革に逆行	07年	担い手経営安定新法(品目横断的経営安定対策) (麦・大豆等(米は対象外)、1700億円4ha以上の認定農業者、20ha以上の集落営農)
			08年	市町村特認で面積要件緩和 水田・畑作経営所得安定対策 生産調整実施者にメリット500億円
			07年補正	08年当初312億円と併せ 1111億円補正予算
			08年12月	自給率10年後に50%(基本計画見直し)
03年衆院選	道路特定財源廃止・自動車関係諸税軽減	暫定税率の廃止も08年4月の1ヶ月だけで、2/3の再可決で元に戻る	09年予算	道路特定財源の一般財源化 (道路整備の復活) × 国幹会議で1兆8700億円の道路整備決定
07年参院選 (05年衆院選)	「子ども手当」中学卒業まで1人月額2.6万円年31.2万円(恒久的)	財源なくできず	09年補正	3歳から5歳に、3.6万円の「子育て応援特別手当」(一時的)

農業者戸別所得補償法案と担い手経営安定新法の比較

08. 4. 8 農水委
篠原孝

	農業者戸別所得補償法案	政府・自民党見直し	担い手経営安定新法
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・食料の国内生産の確保 ・農業者の経営の安定 ・食料自給率の向上 ・地域社会の維持、活性化等の農業の多面的機能の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の基本を維持しつつ地域実態に即した見直し ・用語の変更による誤解の解消 ・品目横断的経営安定対策 ⇒水田経営所得安定対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の農業経営の安定 ・食料の安定供給の確保
対象農産物	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>生産費と販売価格との差額を基本とした補てん</u> （主要農産物：米、麦、大豆その他政令で定めるもの） （政令で定める作物として、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、雑穀、菜種、飼料作物等を想定） 	<ul style="list-style-type: none"> ゲタ ⇒ 麦・大豆直接支払 緑ゲタ ⇒ 固定支払い 黄ゲタ ⇒ 成績支払い ナラシ ⇒ 収入減額補てん 経理の一元化 ⇒ 共同販売経理 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>諸外国との生産条件の格差を是正</u> （麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、(米穀)）
対象農家	<ul style="list-style-type: none"> ・生産数量の目標に従って主要農産物を生産する全ての販売農業者 〔地域における農業者の共生、集落機能の維持に着目した措置〕 	<ul style="list-style-type: none"> ○面積要件の見直し(市町村特認の創設) ○認定農業者の年齢制限廃止・弾力化 ○集落営農の法人化等の指導の弾力化 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積要件等で対象農家を限定 ・認定農業者(個人・農業生産法人) 都府県 4ha 以上 北海道 10ha 以上 ・集落営農組織 20ha 以上 〔特定の経営体の農業経営の安定のための措置〕
生産数量の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国、都道府県及び市町村の連携により、<u>主要農産物の種類ごとに設定</u> 〔10年後に食料自給率50%、将来的に60%を達成するよう目標を設定〕 	<ul style="list-style-type: none"> ○主食用米の生産数量目標の適切な設定(国による県間調整) ○目標達成に向けたコントロールの強化 	<ul style="list-style-type: none"> 〔食料自給率向上との具体的な関連性は見えない〕
支援の内容	<p>〔特徴〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の農産物の生産に着目した支援 <p>〔内容〕</p> <p>(農業者戸別所得補償金の支払い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売農業者の所得を補償するための交付金 ○生産数量の目標に従った生産が条件 ○主要農産物の種類ごとに、毎年主要農産物の生産面積(販売生産量換算)に応じた支払い ○次の要素を加味する <ul style="list-style-type: none"> ・品質 ・経営規模の拡大 ・環境の保全に資する度合 ・米に代わる農産物の生産 ・現行の中山間地域等直接支払制度を恒久化 	<ul style="list-style-type: none"> ○米34万トンの政府買入れ。備蓄米の市場放出を当面、原則抑制。(120億円) ○全農の米販売残10万トンの飼料用処理(政府は費用半額負担) ○生産調整実施者に対するメリット措置(500億円) ○過去実績なし支援(52億円) ○生産面積増支援(175億円) ○先進的な小麦産地の振興(151億円) ○収入減少影響緩和対策の充実(111億円) ○集落営農への支援 ○農家への交付金支払いの一本化、申請手続の簡素化 	<p>〔特徴〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際の作付農産物の面積、種類に関係なく、品目横断的に過去の生産実績を基本として支援 <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の生産実績に基づく支払い ○毎年、一定額の支払い ○他の農産物生産に転換しても支払う ・毎年の生産量・品質に基づく支払い ○対象農産物の種類ごとに、品質別の生産量に応じた支払い ・収入減少影響緩和交付金 ○対象農産物(米を含む)の販売収入の下落の一部を補てん
経費	<ul style="list-style-type: none"> ・約1兆円(平年度ベース) 	<ul style="list-style-type: none"> 799億円(19年度補正) 312億円(20年度追加分) 合計1,111億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・品目横断：1,700億円(19年産ベース) (19年産ゲタ：1,395億円(19年度予算)) ・米政策：1,909億円